

withU-NEXT でんき

(主契約料金表)

2023年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

このwithU-NEXT でんき料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は、withU-NEXT でんきといたします。

3 適 用 範 囲

低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

なお、この料金表による新たな電気の需給契約の申込みは、原則として、当社ウェブサイトより行っていただきます。

また、この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

- (1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低压）[以下「供給条件」といいます。] 別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (2) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (3) 1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需

要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

7 U-NEXTサービスの利用

- (1) U-NEXTサービスとは、株式会社U-NEXT（以下「U-NEXT」といいます。）が提供する有料会員制サービス「U-NEXT for 関西電力」をいいます。
- (2) 当社は、U-NEXTサービスの提供にあたり、お客様の氏名、住所、需給開始日およびその他必要な事項を、U-NEXTに提供いたします。また、U-NEXTは、当社から提供された情報にもとづき、U-NEXTが適当と認める方法により、ID・PASSを、原則としてこの料金表による電気の需給開始日以降、遅滞なくお知らせいたします。
- なお、U-NEXTが提供する有料会員制サービスを既にご契約中のお客様にも、この料金表による電気の需給開始により、U-NEXTサービスのID・PASSが新規で発行されます。現在ご利用中のIDについては、お客様ご自身でU-NEXTのウェブサイトにて解約手続きを行っていただく必要があります。
- (3) お客様は、U-NEXTから通知されたID・PASSを用いて、U-NEXTのウェブサイトにログインしていただくことで、U-NEXTサービスをご利用いただくことができます。
- (4) この料金表による電気の需給契約が消滅した場合またはこの料金表からwithU-NEXT でんき（Gセット）料金表以外の契約種別へ変更した場合は、この料金表による電気の需給契約にもとづくU-NEXTサービスは自動的に解約されます。
- (5) U-NEXTサービスに関する事項は、U-NEXTが定めるユーネクスト利用規約およびU-NEXT for 関西電力 特別規約等（以下これらを総称して「ユーネクスト利用規約等」といいます。）にもとづくものといたします。また、この料金表に使用されている用語の定義は、ユーネクスト利用規約等によるものといたします。
- (6) お客様がU-NEXTサービスを利用しない場合、U-NEXTが提供する

有料会員制サービスを既にご契約中のお客さまが、現在ご利用中のIDの解約手続きを行わない場合、U-NEXTがユーネクスト利用規約等を変更した場合等、当社の責めとならない理由によりお客さまに不利益が生じた場合、当社はその責めを負いません。

- (7) 当社は、U-NEXTが、ユーネクスト利用規約等を変更した場合には、この料金表を変更する場合があります。

8 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2,357円 40銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円 31銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円 92銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円 41銭

9 帳票発行手数料

(1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

ハ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1契約につき	110円 00銭
--------------------	----------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および1契約につき	220円 00銭
--------------------	----------

10 そ の 他

(1) 当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

(3) 当社は、供給条件20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定

いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

- (4) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件37（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給条件19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算を行います。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 供給条件19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。